あいづばんげ 議会だより

204号

令和４年１月25日発行
福島県会津坂下町議会

全員でトライ！

【特集】議会基本条例の検証・・・2～5P

第４回定例会（12月議会）目次

○ 第４回定例会（12月議会）・・・・・ 6P
○ ８人の議員による一般質問・・・ 7～12P
○ 県立坂下高等学校閉校・・・・・・・・ 13P
○ みんなのひろば・編集後記・・・・・ 14P

謹賀新年

寅

明けましておめでとうございます。

輝かしい令和4年を迎え謹んで新年のご祝詞を申し上げます。日頃から町議会に対しご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。2年に亘り猛威を振るう新型コロナ感染症もワクチン接種が進み落ち着きを見せてきましたが、新変異株のオミクロン株が世界中に広まっており、まだまだ対策の手を緩めることができません。その影響で昨年も町民の皆様との懇談会である「未来トーク」を開催できませんでした。今年こそは実施したいと考えております。そんなコロナ禍の中でも議員としての役目を果たすべく、町の財政健全化に向けた研修や、議会活性化に向けての研修など取り組んで参りました。また、平成23年1月に策定した「議会基本条例」が10年目を迎え、早稲田大学マニフェスト研究所の佐藤淳氏を講師にお招きし『議会基本条例の検証』を行いました。これらの研修から見えてきた課題や問題点を整理し、町民福祉向上のため議員一丸となり取り組んで参ります。

結びに、町民の皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

議会基本条例って何？

町の議会運営の最高規範です

議員間同士の話し合いは活発に行われている？

説明責任は果たしている？

監視できている？

今までどんな提言をしてきた？

どんな取り組みをしている？

【前文】

会津坂下町議会は、日本国憲法が定める町民を代表する議事機関として、**行政の執行を監視**するとともに、町の将来にとって最良の意志を決定する使命を担っている。

このため、議会及び議員は、町民の多様な意見を反映すべく、**説明責任を果たし、議会活動への町民参加を促す**必要がある。これにより、**議員は相互の自由な討議を展開**し、町政の課題及び論点を明らかにし、**政策立案及び提言を積極的に**行って行かなければならない。

以上の理念のもとに、議会及び議員は、自らの責務を自覚し、町民の福祉の向上と活力ある地域づくりを進める議会を目指し、この条例を制定する。

議会基本条例の検証

10 月 27 日、早稲田大学マニフェスト研究所の佐藤淳氏を講師にお招きし検証を行いました。
【経緯として】
平成 23 年 10 月 1 日からこの条例が施行され、令和 3 年 10 月でちょうど 10 年目を迎えました。この 10 年という節目に、もう一度議会、議員として原点に立ち戻り、あらためて自分達の活動や行動について見つめ直してみよう、ということから検証を行いました。

議員間討議はもっと深めなくゃ！

町民の代表者としての倫理性とは個々違うと思うけど…

自分達も通信簿を付けてみよう！

研修に参加したいが経済的負担が大きい。政務調査費があれば・・・

一歩踏み出しての議会活動が必要だよね！

第5条

①議会は、町長が提案する重要な政策について論点を明らかにし、議決責任を果たすために必要な情報を具体的に提示するよう求める。

5…3名
4…4名
3…4名
2…3名
1…0名
評価 3.5 点

【評価すること】
必要な情報は指示され提案理由の説明に含まれる。

【問題点】
議会としてできているか疑問。
提示されたものだけの対応になっている。
議論の徹底追及が弱い。認識不足。

【改善点】
町からの事前提示を求める。

第7条

①議員は、議会の議事機関としての機能を発揮するため、議員相互の自由闊達な討議に努め、積極的に政策提言を行うものとする。

5…4名
4…2名
3…5名
2…1名
1…2名
評価 3.4 点

【評価すること】
各委員会で討議を行っている。
個々人の提言は積極的になされている。

【問題点】
政策提言までまとまらない。
言い放しで終わっている。

【改善点】
議員同士のテーマ毎の勉強が必要。
まずは実施してみる。

第10条

①議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年政策会議において検証するものとする。

5…2名
4…2名
3…5名
2…4名
1…1名
評価 3 点

【評価すること】
２年前に行ったがその後の対応が未完。検証を行っている。

【問題点】
検証する共通認識がない。
毎年行うのは無理ではないか。
検証方法が確立されていない。

【改善点】
誰がどのように行うのか、検証機関の適切化を図る。

②議会は検証の結果、条例等の改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずるものとする。

5…2名
4…2名
3…3名
2…0名
1…4名
回答なし…3名
評価 2.8 点

【評価すること】
状況に応じて実施している。

【問題点】
困難さを感じている。
取り組み不足。

【改善点】
２年前に行った検証の追求をする。

総合評価

3.4点 ／ **5点満点**

【まとめ】
今回初めて議会としての「通信簿」を各個人で点数を付けてみました。
この検証により新たな気づきを得る事ができました。
これから、ますます良い議会、町民の声が届く議会を目指し、まずは私たち議会・議員は次のことを実行します。

議員同士の討議を深めます！

ギカイの通信簿

会津坂下町議会は、平成23年10月1日に議会基本条例（全11条）を施行し、議会改革に取り組んできました。この条例では、議会は開かれた議会であり、町政の課題全般について、町民の皆さんと情報や意見交換を行い、聴収した意見等を町政に反映させること等を定めています。10年目を迎え、今一度原点に立ち戻り、議会そして議員としてのあるべき姿について、議員間で共通認識を持つため、一人ひとり評価を行いました。

第2条

①議会は、町民を代表する議事機関として、自己の役割を十分に認識し、行政を監視するとともに重要な政策を討議及び立案する。

5…2名
4…2名
3…5名
2…4名
1…1名
評価3点

【評価すること】
自己の役割の責任の認識や行政を監視する政策を討論・立案されている常任委員会による調査・検討をしている。

【問題点】
討議機能が弱い。
討議・立案する機会がない。
自己の役割の認識があまりない。

【改善点】
委員会機能を強化すべき。
立案能力の強化。
政策委員会等を立ち上げる。

評価基準ポイント

5…ほぼ達成　（達成率8割以上）
4…概ね達成　（達成率6～8割以上）
3…半分程度達成　（達成率4～6割）
2…あまり達成されていない　（達成率2～4割）
1…ほとんど達成されていない　（達成率2割未満）

※ほとんどの条文を検証しましたが、今回は一部抜粋した形で掲載しました。また、掲載している条例は、一部要約して表記していますので、全文をご覧になりたい場合は、会津坂下町議会のホームページをご覧ください。
URL : https//www.town.aizubange.fukushima.jp

第3条

①議員はあらゆる機会を利用して町民の意見を聴収し、町政全般に関する課題を的確に把握するものとする。

5…2名
4…4名
3…5名
2…3名
1…0名
評価3.4点

【評価すること】
日々多種機関と接触し様々な意見を聴収し、町民目線で課題把握をしている。
多くの方々と顔を合わせた意見徴収に努めた。様々な団体との意見交換。

【問題点】
コロナ禍で町民の方と顔を合わせた意見交換する場が減っているのが問題。
議員個人活動に終始することが多い。
聴収した意見を提案する場と機会がない。

【改善点】
基本的趣旨の再確認を行う。
議員同士のテーマ毎の勉強グループが必要と考える。

第4条

①議会は、開かれた議会を基本に、本会議のほか全ての会議を原則公開とする。

5…5名
4…6名
3…0名
2…3名
1…0名
評価3.9点

【評価すること】
公開し、傍聴を受け入れ、インターネットでも公開している。

【問題点】
町民が公開されていることを認識しているか疑問。
会議の存在の広報がない。

【改善点】
会議情報を広報でお知らせする。

この評価に対し町民のみなさんはどう思われますか？ご意見お待ちしています。